

収入基準月額の算出方法



年金の方

年間総収入金額から所得金額を算出する方法

年齢	年金の収入額	所得金額に直す計算式
基準日に65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上 3,299,999円以下	年金の金額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
基準日に65歳未満	600,000円以下	0円
	600,001円以上 1,299,999円以下	年金の金額 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年金の金額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年金の金額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年金の金額 × 0.85 - 685,000円

・課税証明書
・源泉徴収票がある場合はここから

年間総所得金額
円

給与収入の方

年間総収入金額から所得金額を算出する方法

年間総収入額	端数処理	年間総所得金額
650,999円以下		0円
651,000円以上 1,900,000円以下	端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> - 650,000円
1,900,001円以上 3,600,000円未満	総収入額 ÷ 4,000 = <input type="text"/> A	端数処理後 <input type="text"/> B × 0.7 - 80,000円
	(小数点以下切り捨て) = <input type="text"/> A'	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	<input type="text"/> A' × 4,000 = <input type="text"/> B	端数処理後 <input type="text"/> B × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	端数処理しない	総収入額 <input type="text"/> - 1,950,000円

・課税証明書
・源泉徴収票がある場合はここから

年間総所得金額
円

事業収入の方

年間の所得金額(売上 - 必要経費)

年間総所得金額
円

控除金額の計算方法

控除種別	控除対象者	控除金額
一般控除	給与所得等控除	100,000円 × 人 = 円 <small>(所得金額10万円未満の場合は、当該所得額)</small>
	親族控除	380,000円 × 人 = 円 <small>(収入の有無にかかわらず控除されます)</small>
	老人扶養控除	100,000円 × 人 = 円 <small>扶養親族のうち年齢70歳以上の人</small>
	老人控除対象配偶者控除	100,000円 × 人 = 円 <small>控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人</small>
特別控除	特定扶養親族控除	250,000円 × 人 = 円 <small>扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(扶養親族に配偶者は含まれません)</small>
	障害者控除	270,000円 × 人 = 円 <small>申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度、軽度の知的障害者と判定された人 (イ) 精神障害者保険福祉手帳を受けている人で2.3級の人 (ウ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で3~6級の人 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの人 (オ) 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人</small>
	特別障害者控除	400,000円 × 人 = 円 <small>申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (ア) 心身喪失の状況にある人 (イ) 精神障害者保険福祉手帳を受けている人で1級の人 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された人 (エ) 身体障害者手帳の交付を受けている人で1.2級の人 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生大臣の認定を受けている人 (キ) 年齢65歳以上で障害の程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する人</small>
	ひとり親控除	350,000円 × 人 = 円 <small>所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件すべてを満たす人 (1) その者と生計を一にする子を有すること (2) 合計所得が500万円以下であること (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがないこと</small> <small>(所得額が35万円未満の場合は当該所得額)</small>
	寡婦控除(女性のみ)	270,000円 × 人 = 円 <small>所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてを満たすもの ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる人 イ 夫と死別してから婚姻をしていない人 ウ 夫の生死が明らかでない (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得が500万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</small> <small>(所得額が27万円未満の場合は当該所得額)</small>
	控除金額 合計	<input type="text"/> 円

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間総所得金額計} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除合計金額} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$